

広島市瀬野川・船越地域包括支援センター・運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈楽福祉会が開設する広島市瀬野川・船越地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）が行う事業は、支援センターの主任介護支援専門員、保健師又は看護師、社会福祉士（以下「支援センター職員」という。）が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することにより、利用者の保健医療の向上及び福祉の増進を目的とする。

(運営の方針)

第2条 支援センターの支援センター職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供できるよう支援する。

2 支援センター職員は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し支援する。

3 支援センター職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

(支援センターの名称及び所在地)

第3条 事業を行う支援センターの名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 広島市瀬野川・船越地域包括支援センター
- (2) 広島市安芸区中野二丁目15番7号

(従業者の職種員数及び業務内容)

第4条 支援センターに勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、支援センターの従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 保健師 1名以上（常勤）
社会福祉士 1名以上（常勤）
主任介護支援専門員 1名以上（常勤）
介護支援専門員 1名以上（常勤）
上記職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。
- (3) 事務員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 支援センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日とする。
祝日及び12月30日から1月3日まで休日
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

(通常の実施地域)

第6条 通常の実施の実施地域は、瀬野川中学校区（中野東小学校区を除く）及び船越中学校区とする。

(指定介護予防支援の提供方法)

第7条 指定介護予防支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第54号第29条から第31条の規程）に従って実施
- (2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規程するセンター内又は自宅とする。
- (3) サービス担当者会議について
 - ① 開催場所は第3条に規程するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
 - ② サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (4) 支援センター職員による居宅訪問頻度等
 - ① 提供開始月
 - ② 提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回
 - ③ サービスの評価期間が終了する月
 - ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(介護予防支援のサービス内容)

第8条 介護予防支援のサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 介護予防サービス提供事業者との連絡調整
- (3) 介護予防サービスの実施状況把握、評価
- (4) 利用者の状況把握
- (5) 給付管理
- (6) 要支援認定に対する支援
- (7) 相談業務等

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料金は厚生労働大臣が定める基準による。通常の営業地域以外については、所定の交通費（実費相当額）を頂くこととする。

(虐待防止のための措置)

第10条 指定介護予防支援事業者が講ずる利用者の人権の擁護、虐待等の防止のための措置は、次のとおりとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者は管理者とする。

(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施。

(3) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。

2 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の従業者又は養護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見の為、行政が行う調査等に協力する。

3 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 指定介護予防支援事業者は、支援センター職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 3職種へ定期的（開始時、以後6ヶ月毎）に専門教育を実施する。

(2) 市等が開催する地域包括支援センター職員研修への参加や、最低年2回関連研修へ積極的に参加させる。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき責務を負うものとする。

3 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は平成18年4月1日から施行する。
この規程は平成19年4月1日一部改正する。
この規程は平成21年1月31日一部改正する。
この規程は平成21年4月1日一部改正する。
この規程は平成23年4月1日一部改正する。
この規程は平成23年10月1日一部改正する。
この規程は平成24年1月30日一部改正する。
この規程は平成24年2月17日一部改正する。
この規程は平成24年3月26日一部改正する。
この規程は平成24年4月5日一部改正する。
この規程は平成24年10月8日一部改正する。
この規程は平成26年3月1日一部改正する。
この規程は平成26年4月1日一部改正する。
この規程は平成26年6月9日一部改正する。
この規程は平成26年9月1日一部改正する。
この規程は平成27年1月26日一部改正する。
この規程は平成27年4月1日一部改正する。
この規程は平成27年10月16日一部改正する。
この規程は平成27年11月1日一部改正する。
この規程は平成28年1月1日一部改正する。
この規程は平成28年3月1日一部改正する。
この規程は平成28年4月1日一部改正する。
この規程は平成28年12月10日一部改正する。
この規程は平成29年2月13日一部改正する。
この規程は平成29年4月1日一部（第4条）改正する。
この規程は平成29年4月15日一部（第4条）改正する。
この規程は平成29年5月1日一部（第4条）改正する。
この規程は平成29年10月1日一部（第4条）改正する。
この規程は平成29年11月19日一部（第4条）改正する。
この規程は平成29年11月19日一部（第4条）改正する。
この規程は平成30年7月2日一部（第4条）改正する。
この規程は平成30年12月2日一部（第4条）改正する。
この規程は平成31年2月1日一部（第4条）改正する。
この規程は平成31年4月1日一部（第4条）改正する。
この規程は令和元年5月20日一部（第4条）改正する。
この規程は令和2年1月20日一部（第4条）改正する。
この規程は令和2年3月1日一部（第4条）改正する。
この規程は令和2年7月15日一部（第4条）改正する。

この規程は令和2年8月10日一部（第4条）改正する。
この規程は令和2年9月1日一部（第4条）改正する。
この規程は令和2年10月1日一部（第4条）改正する。
この規程は令和3年4月1日一部（第4条）改正する。
この規程は令和3年10月1日一部（第4条）改正する。
この規程は令和5年1月1日一部（第4条）改正する。
この規程は令和5年4月1日一部（第4条）改正する。
この規程は令和5年9月1日一部（第4条）改正する。
この規程は令和6年4月1日一部（第3条、第10条、第11条、
第12条）改正する。